

一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1. 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

2. 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に港区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

【理由】

・現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

【その他】

・現行の処理体制で、事業系一般廃棄物の適正処理が確保されているか否かについては、原則 3 年程度で見直しを行う。

・港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第 49 条第 1 号、港区一般廃棄物処理業許可取扱要綱第 10 条の規定による試験は上記 2 ①の該当者がいる場合に該当者のみを対象として実施する。

付則 この方針は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。